

平成 21 年第 5 回にかほ市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成 22 年 6 月 11 日第 5 回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 飯 尾 善 紀 | 2 番 | 佐々木 正 勝 |
| 3 番 | 市 川 雄 次 | 4 番 | 池 田 好 隆 |
| 5 番 | 宮 崎 信 一 | 6 番 | 佐 藤 文 昭 |
| 7 番 | 佐々木 正 明 | 8 番 | 小 川 正 文 |
| 9 番 | 伊 藤 知 | 10 番 | 加 藤 照 美 |
| 11 番 | 佐々木 弘 志 | 12 番 | 村 上 次 郎 |
| 13 番 | 菊 地 衛 | 14 番 | 佐々木 清 勝 |
| 15 番 | 榊 原 均 | 16 番 | 竹 内 賢 |
| 17 番 | 佐 藤 元 | 18 番 | 齋 藤 修 市 |
| 19 番 | 佐々木 平 嗣 | 20 番 | 池 田 甚 一 |
| 21 番 | 本 藤 敏 夫 | 22 番 | 佐々木 正 己 |
| 23 番 | 山 田 明 | 24 番 | 竹 内 睦 夫 |

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 飯 尾 善 紀 | 2 番 | 佐々木 正 勝 |
| 3 番 | 市 川 雄 次 | 4 番 | 池 田 好 隆 |
| 5 番 | 宮 崎 信 一 | 6 番 | 佐 藤 文 昭 |
| 7 番 | 佐々木 正 明 | 8 番 | 小 川 正 文 |
| 9 番 | 伊 藤 知 | 10 番 | 加 藤 照 美 |
| 11 番 | 佐々木 弘 志 | 12 番 | 村 上 次 郎 |
| 13 番 | 菊 地 衛 | 14 番 | 佐々木 清 勝 |
| 15 番 | 榊 原 均 | 16 番 | 竹 内 賢 |
| 17 番 | 佐 藤 元 | 18 番 | 齋 藤 修 市 |
| 19 番 | 佐々木 平 嗣 | 20 番 | 池 田 甚 一 |
| 21 番 | 本 藤 敏 夫 | 22 番 | 佐々木 正 己 |
| 23 番 | 山 田 明 | 24 番 | 竹 内 睦 夫 |

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 佐藤文一 局長補佐 佐藤正之
庶務係長 佐々木孝人

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|----------|-------|-----------|-------|
| 市長 | 横山忠長 | 副市長 | 横山昭 |
| 教育長 | 三浦博 | 企業管理者 | 佐々木勝利 |
| 総務部長 | 佐藤好文 | 市民部長 | 齋藤隆一 |
| 健康福祉部長 | 木内利雄 | 産業部長 | 伊藤賢二 |
| 建設部長 | 佐々木秀明 | 教育次長 | 佐々木義明 |
| ガス水道局長 | 阿部誠一 | 消防長 | 中津博行 |
| 会計管理者 | 大場久 | 総務部総務課長 | 森鉄也 |
| 財政課長 | 佐藤家一 | 税務課長 | 齋藤利秀 |
| 市民課長 | 竹内規悦 | 健康推進課長 | 鈴木令 |
| 農林水産課長 | 金子勇一郎 | 建設課長 | 佐々木正憲 |
| 観光課長 | 武藤一男 | 教育委員会総務課長 | 阿部均 |
| スポーツ振興課長 | 齋藤栄八 | | |

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成21年6月11日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 報告第3号 繰越明許費の報告について
- 第5 議案第59号 にかほ市自治基本条例制定について
- 第6 議案第60号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第61号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第62号 にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第63号 財産の処分について
- 第10 議案第64号 市道路線の変更について
- 第11 議案第65号 平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第66号 平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計勘定補正予算（第1号）について
- 第13 議案第67号 平成21年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 第14 議員派遣の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成21年5回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、11番佐々木弘志議員、12番村上次郎議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。議会運営委員長の報告を求めます。佐々木正明議会運営委員長。

【議会運営委員長（7番佐々木正明君）登壇】

●議会運営委員長（佐々木正明君） おはようございます。会期日程（案）について報告いたします。

6月4日午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。会期につきましては、本日6月11日から6月25日までの15日間としております。本日は本会議で、あすの12日は休会日としております。今定例会の一般質問者は、12人ですので、6月15日、16日日、17日の3日間といたしました。受付順に、1日目が5人、2日目が5人、3日目が2人の予定です。18日が休会、19日が本会議で議案質疑でございます。22日から24日まで委員会、25日が本会議で、委員長報告及び採決にしたいと思っております。

また、国から地域活性化・経済危機臨時交付金が交付されることなどから、6月15日の一般質問終了後に補正予算を追加提案したいとのことであります。

なお、この追加議案に対する質疑通告期限は、本日上程されます議案と同様に6月17日午前9時までです。以上ですので、よろしくお願いいたします。

●議長（竹内睦夫君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、

本日から6月25日までの15日間と決定いたしました。

日程第3、行政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。きょうからの6月定例会、よろしく願いをいたします。

それでは、市政報告を申し上げます。

はじめに、新型インフルエンザ対策についてであります。

去る5月26日開催の臨時会でご報告したように、にかほ市新型インフルエンザ対策本部を設置し、引き続き、その対策に努めているところでございます。

発熱外来センターの設置については、由利本荘市とともに新型インフルエンザの感染者数が少ない場合には、本荘由利広域市町村圏組合立の休日診療所に設置して、対応することとしております。ただし、新型インフルエンザの感染者数がふえ、まん延することが見込まれるような場合には、去る5月28日の市医師会との協議に基づき、5月24日、厚生労働省から示された「医療機関における新型インフルエンザ診断の流れ」に従い、市内の医療機関において新型インフルエンザの診療等に御協力をいただくことを確認しているところであります。

なお、市の発熱相談センターについては、県外での一部事業所のマスク着用義務化の取りやめや、県内における発生も見られないことなどから、6月16日からは相談受付時間を午前8時30分から午後5時15分までとし、午後8時の終了時間を繰り上げる予定であります。

いずれにしても、市民の皆さんが新型インフルエンザの予防対策を十分に図られ、感染しないことを強く望むものであります。

なお、関連補正予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最近の市政について御報告いたします。

地域雇用機会創出事業についてであります。

国からの交付金に基づき、県が造成した基金を活用して地域求職者等を雇用する、ふるさと雇用再生臨時対策基金事業及び緊急雇用創出臨時対策基金事業において、本市では11件、新たに38人を雇用するため、これらに係る事業費7,982万5,000円を補正予算に計上しておりますので、よろしく願いします。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業についてであります。

国の21年度第1次補正予算成立に伴う地域活性化・経済危機対策臨時交付金の本市への交付内示額は3億8,800万円であります。これは、地方公共団体が地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他、将来に向けて地域の実情に応じたきめ細やかな事業を積極的に推進できることを目的とした交付金であります。

本市では、交付金の目的に沿った約4億3,000万円の事業に交付金を充当することといたしました。

また、同じく内示のありました都市防災総合推進事業による防災行政無線の整備事業費についても、あわせて本定例会会期中に追加で補正予算を提案させていただきますので、よろしく願いし

ます。

定額給付金の給付状況について申し上げます。

6月8日までの給付状況ですが、給付済額は4億3,859万2,000円で、予算額に対し98%、申請件数は9,246件で、当初見込み件数に対し96%となっております。また、このうち市単独分である2月2日以降4月1日までの新生児に対する給付済件数及び金額は、25件で50万円となっております。

にかほ市自治基本条例制定についてであります。

すべての市民が、将来にわたり夢と希望を持って、安心して幸せに暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目的として、にかほ市における自治の基本理念と市政運営における、参画と協働によるまちづくりの基本原則を定めた「にかほ市自治基本条例」の制定について、策定検討委員会から最終答申された素案をもとに、事業者や全世帯に解説入りのものを配布したほか、これまで各地区の市政座談会や市政説明会、各種団体の総会など、さまざまな会合の機会をとらえ、本条例の趣旨などを説明し、多くの市民の皆さんから御理解をいただけるよう鋭意努めてきたところであります。

これらを踏まえ、市民の皆さんから御理解をいただいたものと考え、今定例会に、にかほ市自治基本条例（案）を提案しておりますので、よろしく願いいたします。

平成20年度の一般会計の決算見込みについてであります。

歳入が148億5,500万円、歳出が144億5,000万円で、おおよそ4億500万円ほどの黒字決算となる見込みであります。

平成21年度の課税状況について申し上げます。

固定資産税の調定額は16億900万円で、平成20年度当初の調定額に比較し3.9%、約6,600万円の減となっております。

個人市民税については、調定額が確定している給与からの特別徴収分のみ申し上げますが、約7億4,000万円で、平成20年度当初の調定額に比較し8.8%、約7,200万円の減となっております。

なお、個人市民税の普通徴収分及び年金からの特別徴収分が確定するのは6月中旬頃となります。

次に、滞納整理の状況であります。平成19年度以前の滞納繰越分の徴収率は、固定資産税と国民健康保険税の収納率が昨年度を上回り、市民税と軽自動車税が若干マイナスになったものの、全体では1.5%ほど上回り、金額で約1,020万円の増となっております。

今年度も県とのタイアップによる住民税の共同催告や合同滞納整理をはじめ、収納対策推進本部を核に、各種徴収金を取り扱う担当職員が連携しながら、市税をはじめ各種徴収金の徴収体制の強化と収納率の向上に努めてまいります。

しかしながら、昨年度からの経済情勢の悪化から、さらに納税が困難になっている納税者の増加も懸念されることから、納税相談も併せて行い、引き続き市民の納税意識の高揚を図ってまいります。

国際交流事業についてであります。

姉妹都市等との国際交流事業については、感染拡大が報じられた新型インフルエンザの状況を踏

まえ、市国際交流協会や相手都市との協議、検討を行なってまいりましたが、8月に計画しているショウニー市からの受け入れについては計画どおりに実施することになりました。また、アナコーテス市への派遣については、来年の3月に変更することとしております。

今後も逐次情報を収集し、他の交流事業も含め、実施に当たっては安全を第一に的確に判断していきたいと考えております。

ふるさと納税についてであります。

昨年度は、県内市町村で2番目に多い93名の方々から、総額で371万231円の御寄附をいただきました。

今年度は、定額給付金の支給時期に合わせて、ふるさと会の会員などにもお願いしたところですが、制度が周知されたせいか早々に申し込みをいただくなど、昨年度より出足がいいように思われます。

なお、5月31日現在での寄附申込み状況ですが、47名の方々から合計で157万4,000円の申し込みがありました。

次に、地球温暖化防止実行計画の取り組み状況についてであります。

平成18年度を基準として平成20年度から平成24年度までの5年間に7%のCO₂排出量を削減する計画で、3庁舎をはじめ市内の19施設、公用車69台を対象に取り組んでまいりました。この結果、20年度におけるCO₂排出量は1,645トンで、平成18年度実績の2,003トンに比較して358トン(17.9%)の削減となり、5カ年の削減計画目標である7%を初年度で大きくクリアしたことになります。

要因としては、基準年度に比較して暖冬であったこと、また、都市ガスの熱量変更に伴う使用量の縮減などもありましたが、職員の省エネに対する意識の高まりから、さまざまところで節約に努めたことも大きな要因であると考えております。

今後もアイドルリングストップ運動の徹底やハイブリットカーへの移行など、全庁的な取り組みを行いながら、さらなる削減に努めてまいります。

地球温暖化対策地域協議会の発足についてであります。

地球温暖化対策は世界的な課題であり、本市においても、これまで準備検討委員会で検討を重ねながら、にかほ市地球温暖化対策地域協議会の設立に向けて準備を進めてまいりましたが、6月末をめどに協議会を発足する運びとなりました。

今後は、将来にわたって良好な環境を保全し、より良い環境を次の世代に引き継ぐためにも、官民一体となって地球温暖化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、すこやか子育て支援事業についてであります。

本市では、子育てにかかる保護者の負担軽減を図るため、保育所、幼稚園の保育料を、ともに秋田県すこやか子育て支援事業で2分の1を助成しているところですが、本年8月に県の補助基準が変わることになりました。内容は、2分の1助成対象者のうち、所得税課税者は4分の1の助成となり、保護者負担が増加する一方、ゼロ歳児の保育料助成が新たに追加され、保護者負担が軽減される内容となっております。

本市では、年度途中の改正であること、保護者負担の軽減は継続して行う必要があることなどから、保護者負担が増加しないよう市で上乗せして2分の1助成を継続することといたしました。

また、ゼロ歳児の保育料についても所得税課税者は4分の1助成となっていることから、市で上乗せして2分の1助成を行うため、関係する予算を補正計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

特定健康診査の実施についてであります。

平成20年度から保険者に義務づけられている特定健康診査を本年度も実施するため、40歳以上の国民健康保険加入者6,055人と、秋田県後期高齢者医療制度加入者4,331人に対し、4月下旬に健康受診券を発送いたしました。65歳以上の方は5月12日から6月19日まで各地域での集団健診で、64歳以下の方は5月11日から7月18日まで市内11の医療機関において個別健診で受診することになります。

平成20年度の実診率は40%でありましたので、本年度はさらにPRに努め、受診率の向上を図ってまいります。

介護予防健診についてであります。

5月12時から6月19日までの21日間、特定健診と同時に介護予防健診を実施しております。

介護予防健診は、介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に、要介護状態をもたらす原因を早期に発見して介護予防につなげていくものであります。健診の結果、介護や支援が必要となる可能性が高いと判定された方に対しては、本人に通知するとともに運動機能や栄養改善、口腔機能向上等の介護予防事業を進めてまいります。

介護保険事業についてであります。

介護保険の保険者、本荘由利広域市町村圏組合による平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画が3月に策定されました。これにより、介護保険料の基準額は、第3期と同額の4,170円としており、負担段階についても6段階から8段階とし、所得の低い方に対しても、より考慮したものとしております。

この計画は、介護施設の整備も盛り込まれており、広域の構成市である、にかほ市と由利本荘市の全体計画は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）150床、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）36床となっております。このうち、にかほ市としては、特別養護老人ホーム1施設（50床）、グループホーム1施設（9床・1ユニット）が計画されております。

事業開始年度は平成22年度からですが、今後、関係者等に対する説明会を開催し、希望する事業主体を把握して、計画に沿った介護施設の整備を進めてまいります。

生活保護の状況についてであります。

平成21年3月31日現在、にかほ市の生活保護受給者は123世帯178人で、前年同期と比較して5世帯12人の増加となっております。

また、ことし1月から4月までの面接相談件数も既に34件に達し、昨年度の倍近い件数となっております。

現段階では、就労できずにいる稼働年齢層や業績不振に陥った個人事業主、高齢者世帯や母子世

帯などからの相談が目立っており、多重債務や医療費の負担など、さまざまな問題を抱えているようであります。

今後は、雇用保険受給期間が終了した時点での相談が増加すると予想されることから、利用可能な制度の紹介等を含め、市民の生活の維持向上と自立の助長に向けて、迅速かつきめ細やかに対応してまいります。

障害者自立支援関連についてであります。

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを利用したときの自己負担については、特別対策や緊急措置により利用者の負担軽減が拡大されていましたが、これらの負担軽減措置が21年4月以降も継続されることになりました。そして、平成21年7月からは軽減措置を適用する際に設けている資産要件が撤廃されるほか、入所施設利用者の個別減免時の収入認定から心身障害者扶養共済給付金を除外するなど、さらなる負担軽減策が講じられることとなります。

また、事業者に対しては、平成18年度に造成した基金を延長し、平成20年度でさらに積み増した基金を活用して、平成23年度末まで障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業が継続実施されることになりました。これは、現下の厳しい経済状況や事業所の新法への移行状況が低調となっていること、また、障害者等がかかわる福祉・介護分野の人材確保が困難な状況にあることを踏まえて行われるものであります。

次に、農業についてであります。にかほ市水田農業推進協議会の総会において、作物作付け及びその販売の目標などが定められました。県協議会から、にかほ市協議会に配分された生産目標は、面積換算で、水稻作付が昨年より37ヘクタール少ない2,211ヘクタール、生産調整は28ヘクタール多い939ヘクタールとなっています。

本年度の作付状況であります。市ではこれまで水田の農業生産力を最大限に引き出すため、米の生産調整の拡大への対応や調整水田等不作付地への作物作付拡大のための施策を講じてきたところであり。その結果、大豆の組織的な取り組みの拡大をはじめ、新たに米粉用米等新規需要米の作付も行われております。

また、主食用米においても作業労力を軽減するため、直播き栽培や無農薬栽培米等の特別栽培米の積極的な取り組みが拡大してきており、引き続き食料自給力の強化と合わせ水田を最大限活用するための取り組みを促進してまいります。

雇用促進住宅仁賀保宿舎の譲渡・廃止等については、これまで議会にも報告してまいりましたが、住宅を管理運営する独立行政法人雇用・能力開発機構では、現下の経済不況による求職者を支援する緊急の対策として、廃止決定を行った住宅も含めて活用を進めることになりました。これにより、新たな譲渡等の協議再開は、経済情勢、雇用失業情勢を勘案して判断するとしており、最も早い場合で平成24年4月以降となり、最終的な明け渡し期限は平成26年度以降となる見込みであります。

日本海きらきら羽越観光圏の認定についてであります。

日本海きらきら羽越観光圏推進協議会の設立総会において議決され、国に申請しておりました整備実施計画が、去る4月22日に、国土交通大臣より観光圏整備法に基づき認定されました。

観光圏整備とは、観光客が2泊3日以上滞在する地域の形成を目的とした観光庁の事業で、本市、

山形県庄内地区、新潟県村上市など3県10市町村がエリアとなります。

日本海きらきら羽越観光圏では、「日本海、山の神々、舟運、食を通したおもてなし」をテーマに、5カ年の整備実施計画に沿って事業を展開いたしますが、官民一体となった広域連携を図り、魅力ある観光圏確立を目指してまいります。

サン・ねむの木の処分についてであります。

有限会社サン・ねむの木に貸し付けしておりました土地・建物の処分について、これまで協議を行ってまいりましたが、このたび合意に達したことから、本定例会に議案並びに関連予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

釜ヶ台小学校統合についてであります。

これまで地域の方々並びに学校、保育園の保護者と7回の懇談会を開催してまいりました。この懇談会では、「学校が無くなることは寂しいが、子供たちのことを考えた場合、来年4月、中学校と同時に統合した方がよい」との意見が大勢であったことから、今定例会に釜ヶ台小学校を院内小学校に統合するための条例改正案を提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、閉校に伴う式典等につきましては、現在、学校、PTA及び地域の皆さんで組織された釜ヶ台小中学校閉校記念会を立ち上げ、記念事業実施計画を検討しているところであり、この記念事業に係る補正予算も計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

仁賀保統合中学校建設関係についてであります。

校舎棟の進捗率は40%で、順調に工事は進捗しております。この新校舎完成に当たっては、平沢財産区より、「ふれあいロビー」に壁画と図書の寄附の申し出がなされておりますが、財産区はその特質上、財産区自体での発注ができないため、これらに係る予算を中学校建設事業費に補正計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

毎年5月の最終水曜日に参加登録された自治体や地域同士で運動に取り組んだ住民の参加率を競い合う「チャレンジデー」が、5月27日に開催されました。今年の対戦相手は兵庫県の神河町で、結果は参加率38.7%対51.2%で、残念ながらことしも敗退となりましたが、参加率は昨年比べて4.3ポイント増で1万1,131人の市民の参加がありました。チャレンジデーが着実に市民の皆さんに浸透し参加者も年々ふえてきておりますので、スポーツを通して市民が健康で元気なまちづくりを進めるためにも、来年以降も継続してまいりたいと考えております。

高校女子サッカー東北大会が今月の26日から29日までの4日間、TDK秋田総合スポーツセンターサッカー場において、各県の予選を勝ち抜いた12チームの参加により開催されます。良好な芝生のもと、全国大会への出場権をかけて熱戦が展開されるよう、フィールドの整備を進め、万全の体制で受け入れたいと考えております。

なお、本大会を含め、さまざまな大会の会場となる当サッカー場及び仁賀保グリーンフィールドの芝生等の維持管理に関するスポーツ施設活用促進事業委託料を補正予算に計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

鳥海山の国指定史跡についてであります。

国文化審議会は5月15日、象潟町小滝の金峰神社境内及び鳥海山頂北西の霊峰山にある霊峰神社

跡を史跡「鳥海山」として、国指定するよう文部科学大臣に答申し、年内にも指定される見込みとなりました。

これは、鳥海山の宗教や信仰の実態を知る上で極めて重要であるとの理由から、昨年3月に山形県遊佐町の「大物忌神社境内地」が国指定史跡となっており、それに本市の2ヵ所と由利本荘市の「森子大物忌神社境内」など2ヵ所が新たに追加され、「鳥海山」という名称で国史跡になるものがあります。

指定面積は、金峰神社境内が約2ヘクタール、霊峰神社跡が約137ヘクタールで合計139ヘクタールとなります。

今回、「鳥海山」が国指定史跡になると、本市の国指定史跡は「由利海岸波除石垣」と2件になり、国指定文化財は全部で7件となります。

ガス事業についてであります。

全国的な公営ガス事業の民営化の流れの中で、都市ガス事業を公営で行うことの必要性や方向性を明確にする時期にきているものと考えます。このため、専門的な立場あるいは消費者や市民としての立場など、さまざまな視点から事業の民営化を含めた経営のあり方などを検討・審議する、にかほ市公営企業運営審議会を設置することといたしました。公募委員や大学教授を含む10名の委員で構成され、7月3日に初会合を行う予定としており、今後のガス事業のあり方について、さまざまな御提言をいただけるものと考えております。

最後に、水道事業についてであります。

金浦地域への新たな水源として、昨年度、象潟町長岡地区に400メートルの井戸を試掘いたしましたが、予定水量については十分確保できましたが、水質に難点があり、動力費をかけた上に、さらに薬品費もかかり増しとなるなど問題点もあるため、現在、新たな手法を検討しているところでございます。

以上、市政報告といたします。

●議長（竹内睦夫君） これで行政報告を終わります。

日程第4、報告第3号繰越明許費の報告についてから日程第13、議案第67号平成21年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてまでの10件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、今定例会に提出しております議案の要旨について御説明をいたします。

報告第3号繰越明許費の報告についてでございます。

平成20年度にかほ市一般会計予算で繰越明許費の議決をいただいた定額給付金給付事業外14件並びに平成20年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算で繰越明許費の議決をいただいた公共下水道事業について、繰越計算書のとおりとなりましたので御報告するものであります。

次に、議案第59号にかほ市自治基本条例制定についてでございます。

市政報告でも申し上げましたが、本市における自治の基本理念と市政運営に関する基本的な事項

を明確にし、市民参画による協働のまちづくりの基本原則を整えるため、条例を制定するものであります。

議案第 60 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成 21 年 3 月 31 日に公布され、住宅ローン特別控除の創設などの改正が行われたため、にかほ市税条例の一部を改正するものであります。

議案第 61 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び地方税法等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令等の一部を改正する省令が平成 21 年 4 月 1 日に施行され、介護納付金に係る課税限度額の引き上げなどの改正が行われたため、にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

議案第 62 号にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

平成 22 年 4 月 1 日から釜ヶ台小学校を院内小学校と統合するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 63 号財産の処分についてでございます。

市で保有しているサン・ねむの木の土地を現使用者である有限会社サンねむの木、代表取締役深瀬豊氏に土地 7,597.06 平方メートルを 4,649 万 4,000 円で売却するものであり、にかほ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 64 号市道路線の変更についてでございます。

県営林道太郎ヶ台線開設事業に伴い、林道と重複する大赤坂・太郎ヶ台森線の一部について市道を廃止する必要があり、路線の終点を変更するものであります。

次に、議案第 65 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 9,762 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 145 億 5,896 万円と定めるものであります。

歳入の主なものとしては、県支出金において、国の経済対策により創設された、ふるさと雇用再生臨時対策基金事業費補助金として 7,514 万 4,000 円を追加し、目指せ元気な農業夢プラン応援事業から名称を改めた、今こそチャレンジ農業夢プラン応援事業補助金に 603 万 1,000 円を増額計上しております。

また、繰入金では平沢財産区会計から、にかほ統合中学校への壁画制作及び図書の実費として 1,800 万円、財政調整基金から 6,131 万 2,000 円を繰り入れ、諸収入では事業量の増加により森林総合研究所造林費負担金として 1,461 万 3,000 円、歴史の里づくり事業採択に伴い、自治宝くじ助成金として 990 万円を追加計上するものであります。

次に、歳出の主なものとしては、ふるさと雇用再生臨時対策基金事業に 7,514 万 4,000 円、今こそチャレンジ農業夢プラン応援事業補助金に 761 万 9,000 円、分収造林地作業道開設工事に 1,575 万円、秋田県経営安定資金融資保証料補助金として 552 万 4,000 円を計上しております。

また、にかほ統合中学校校舎壁画制作委託に 1,300 万円、また、同中学校図書購入費に 500 万円、

歴史の里づくり事業、院内油田跡地整備工事に1,000万円を追加計上するものであります。

議案第66号平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,944万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,941万5,000円と定めるものであります。

歳入の主なものとしては、新たに介護従事者の処遇改善に伴う臨時特例交付金の新設による予算の導入と、社会保険診療報酬支払金が国等からの負担金及び補助金等を精査したものであります。

また、歳出の主なものとしては、療養給付費及び介護納付金に係る歳入の精算による財源内訳の補正及び国の制度改革に伴う高額介護合算療養費の見込額の補正、並びに後期高齢者支援金、老人保健拠出金の精査による補正を行うものであります。

議案第67号平成21年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ737万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,801万2,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容は、過年度分の医療費の精算によるものでございます。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定くださいますようお願いをいたします。

●議長（竹内睦夫君） 所用のため11時まで休憩します。

午前10時45分 休 憩

午前11時00分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開き、提案説明に引き続き、これから担当部長の補足説明を行います。

はじめに、報告第3号についての補足説明を総務部長。総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 報告第3号繰越明許費について補足説明いたします。

一般会計の2款1項定額給付金給付事業において、翌年度繰越額が7万6,000円少なくなっております。これは事務費分で20年度において支出したことによるものでございます。

他の事業については、平成20年度予算で議決いただいたとおりの繰越額でございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第59号及び議案第60号についての補足説明を総務部長。総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 議案第59号にかほ市自治基本条例制定について補足説明いたします。

この条例の制定の趣旨等については、市長が市政報告及び議案の提案理由で申し上げましたので、この条例の内容について御説明いたします。

この条例は、前文と7章35条の構成となっております。

はじめに、前文では、にかほ市の風土や市民の将来に向けた決意、市民が市政の主役として市議

会、行政とともに協働のまちづくりを推進するため、この条例がにかほ市の最高規範であるとしております。

次に、第1章は総則として、3条の構成になっております。第1条は、この条例はまちづくりの基本原則を定め、市民が将来にわたり夢と希望を持って安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目的としております。第2条は、本条例のそれぞれの用語の意味が正確に伝わるよう定義しております。第3条は、「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」を基本理念とした総合発展計画に掲げるまちづくりを行うものと規定しております。

次に、第2章は市民、事業者、市議会及び市の役割について、8条の構成となっております。第4条は、市民はまちづくりの主役として市の行政情報を知る権利と参画する権利を有し、責務として発言と行動に責任を持って主体的にまちづくりに参加し、協働のまちづくりに努めることを規定しております。第5条は、事業者は事業活動が生活や自然環境に悪影響を及ぼすことなく、その社会的責任に基づき積極的に地域社会への貢献に努めるものとしております。第6条は、議会は市の最高意思決定機関であり、市政運営の調査及び監視に努め、議会活動を市民にわかりやすく説明する責務があることを規定しております。第7条は、議員は市民から選ばれた全体の奉仕者として誠実に職務を遂行するとともに、政策立案能力の向上に努め、常に市民の意思が市政に反映されるような活動をしななければならないとしております。第8条は、市長は市の最高意思決定者としてまちづくりの基本理念の実現のために、公正で民主的かつ効率的な市政運営に努め、市民の権利を保障しななければならないとしております。第9条は、市の執行機関等は、それぞれの権限と責任において、公正で誠実に職務に当たらなければならないと規定しております。第10条は、職員は常に市民の立場に立ち、市民全体の奉仕者として公正かつ効率的に職務を遂行し、改革意識や能力の向上に努めるよう規定しております。第11条は、市の組織について市民にわかりやすく、効率的かつ機能的で社会情勢に応じた組織体制に努めるよう規定しております。

次に、第3章は市政運営について、6条の構成となっております。第12条は、行政運営は常に市民本位の立場で、市民が安心して幸せを実感できるものでなければならないとしております。第13条は、基本理念に沿った計画的な行政運営を行うため、基本構想に基づく基本計画を策定するものとし、計画策定に当たっては広く市民の参画を得るよう努めることとしております。第14条は、市は市民の最大のサービス機関として、市民ニーズに対し組織横断的に的確に対応し、市民の立場に立った行政サービスの推進に努めるものとしております。第15条は、市は行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利・利益を保護するよう努めるものとしております。第16条は、市は市民参画による行政評価を実施し、その結果を公表するものとしております。第17条は、市は行政の仕組みの確立を図り、限られた財源を効率的かつ効果的に活用し健全財政に努めるとともに、市で2分の1以上出資している法人等の財政状況についても、財政運営の透明性を確保するため市民にわかりやすく公表するものとしております。

次に、第4章は情報の共有について、5条の構成になっております。第18条は、市は市民がまちづくりに参加するために必要な市の情報を積極的に提供し、情報の共有に努めることとしております。第19条は、市は個人の権利や利益が侵害されることのないように必要な措置を講じなければな

らないとしております。第 20 条は、市は審議会等の会議を原則として公開するよう努めるとしております。第 21 条は、市は施策の立案から決定、実施、評価に至る各過程ごとに、その経過、内容等を市民にわかりやすく説明する責任があるとしております。第 22 条は、市は市民から寄せられた意見、要望、苦情等に迅速かつ誠実に処理しなければならないとしております。

次に、第 5 章は参加と協働について、8 条の構成となっております。第 23 条は、市は市民の意思が市政に反映されるよう積極的に市民の参画の拡充に努めなければならないとしております。第 24 条は、市の基本的施策の策定や変更、市民の権利や制限にかかわる条例の制定や改廃、市民生活や事業活動に重大な影響を及ぼす制度の導入や改廃を行う場合は、あらかじめ市民の参画を求めると規定しております。第 25 条は、市は市民生活に重要な影響を及ぼす重要な施策や計画の策定や変更をする場合は、市民への説明責任を果たすため、公聴会や説明会、あるいはパブリックコメントを実施し、広く意見、提案を求めなければならないとしております。第 26 条は、市民はコミュニティ活動実現のため地域ごとに自治会、町内会、集落などの自治組織を形成できるものとし、市は自治組織と協働し、基本理念に基づく公平なまちづくりを推進するとしております。第 27 条は、市は自治会、町内会、集落、NPO等の各種コミュニティ活動を必要に応じて支援できることとしております。第 28 条は、市長は直接市民の意見を問う必要がある場合、住民投票制度を設けることができるとともに、その結果については尊重しなければならないことを規定しております。第 29 条は、地方自治法に基づく市民による住民投票の条例制定権請求手続及び議員、市長による住民投票の発議について規定しております。第 30 条は、開かれた市政と市民の参画に資するため市で設置する審議会等の委員は、原則全部または一部を公募するものとし、委員の構成も男女参画の推進に努め幅広く人材を求めることを規定しております。

次に、第 6 章は国及び他の地方公共団体等との連携について、3 条の構成となっております。第 31 条は、市は地方分権の趣旨を踏まえ、国及び県とは対等な関係のもと、共通する課題に対する適切な役割分担と自立した自治を確立するよう努めるものとしております。第 32 条は、他の地方公共団体等とは共通課題や広域的な課題を解決するため連携し協力するものとしております。第 33 条は、市民参加による国際交流の促進を進め、国際的視野をはぐくみつつ地域を愛する心を持ったまちづくりを推進することとしております。

次に、第 7 章は、この条例の最高規範性等について、2 条の構成となっております。第 34 条は、この条例がにかほ市の最高規範であり、条例、規則、総合計画等の制定、改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならないとしております。最後に第 35 条は、この条例が現状に即しているかどうかの検証を最長でも 4 年以内に一度は実施し、適切な措置を講ずることを規定しております。

以上、条例の内容について御説明いたしました。合併後 4 年目を迎え、にかほ市の最高規範としてこの自治基本条例が制定されることにより、市民、事業者、議会、行政が同じ目的、同じ考え方で物事を進めることで地域住民の一体感がさらに醸成されることにもつながるものと考えております。以上で終わります。

次に、議案第 60 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。

第 54 条は、農地法の改正による条文の改正であります。

附則第 7 条の 3 及び第 7 条の 3 の 2 は、個人住民税における新たな住宅ローン特別控除の創設であります。現在は平成 11 年から 18 年までに居住した方に対して税源移譲に伴う住宅ローン特別控除を実施しておりますが、今回、住宅投資を活性化するため、この制度に加え、平成 21 年から 25 年までに入居し所得税の住宅ローン控除の適応がある方を対象として、所得税から引ききれなかった額について所得税における税額控除額と同額の 9 万 7,500 円を限度として住民税から控除する制度が追加されたものでございます。

なお、この制度は平成 22 年から平成 35 年度の住民税に適用されることとなっております。

また、この新たな制度に対する平成 22 年度課税の減税分の影響人数は約 40 人、金額として約 100 万円と推計しております。

その他の改正については、住宅ローン特別控除の創設及び租税特別措置法の改正に伴う関係条文の改正でございます。以上で終わります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 61 号についての補足説明を市民部長。市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） 議案第 61 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について補足説明をいたします。

改正内容の主な部分について申し上げます。

第 2 条第 4 項及び第 23 条第 1 項の改正は、介護納付金の課税限度額を 9 万円から 10 万円に改めるものです。介護給付費や被保険者の所得の動向などを勘案しまして、中間所得層の負担の軽減を図るために改正をするものです。第 23 条第 2 項の削除は、前年からの所得状況の著しい変化、その他の事情によって 2 割軽減をすることが適当でないと認める場合には 2 割軽減を行わないとする規定を廃止するものでございまして、2 割軽減基準所得に該当する場合には 7 割軽減、5 割軽減と同じように一律に軽減の対象とするものです。第 2 項の削除に伴いまして第 23 条第 1 項が第 23 条に改まります。18 ページの一番下になりますが、附則第 4 項の追加は、上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例について規定をするものです。分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得金額については、その所得金額を国保税の所得割及び軽減判定の基礎所得とするというものであります。18 ページの中段からになりますが、附則第 8 項の追加は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る課税の特例について規定をするものです。分離課税を選択し、譲渡損失の損益通算及び繰越控除を受ける場合には、控除後の配当所得金額を国保税の所得割及び軽減判定の基礎所得にするというものであります。附則の第 4 項、第 8 項の追加は、上場株式等の配当所得については、申告分離課税が申告できるとする地方税法等の一部改正に伴う改正でございます。この条例は公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用します。ただし、附則施行期日にありますとおりに、一部につきましては平成 22 年 1 月 1 日、平成 22 年 4 月 1 日、平成 23 年 1 月 1 日の施行となります。改正地方税法等の施行年月日と連動して施行をするものでございます。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 62 号について教育次長。教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 市政報告のとおりでありまして、補足説明することはありません。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 63 号についての補足説明を産業部長。産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 議案第 63 号財産の処分についての補足説明をします。

議案の資料として土地の図面をお渡ししておりますが、個々の面積につきましては議案綴の 23 ページに掲載しております。サンねむの木については、2 月の全員協議会において説明しましたが、これまでの経過を説明します。

また、説明は全員協議会での説明と一部重複しますことを御理解くださるようお願いいたします。

サン・ねむの木については、現在、有限会社サンねむの木と賃貸契約を結び運営されております。平成 20 年 4 月以降は市の判断による処分が可能なことから、維持管理費等を考慮し、譲渡を視野に入れ検討してまいりました。現在、賃貸契約を結んでいる有限会社サンねむの木からは、当時の象潟町に所有権が移転された当時から移転条件が終了した後の譲渡について申し入れがありました。この土地については土地の境界が未確定であるため、昨年 6 月議会において補正計上し、筆界未定地に隣接の同意を得て確定測量を行っており、平成 20 年 9 月末に登記事務手続も完了し面積も確定しております。この施設は普通財産であることから処分するには一般競争入札が原則とされておりますが、地方自治法施行令では契約の性質または目的が競争入札に適しないものをするときには、公募もしくは入札によらないで随意契約ができるものとしています。随意契約における契約の性質または目的が競争入札に適しない場合の一般的なものとして、土地または建物を特別の縁故のあるものに売り払ひまたは貸し付けるときなどが考えられます。サン・ねむの木の土地、建物を有限会社サンねむの木が縁故があるものに売り払う場合に該当するか調査したところ、賃貸契約の内容や維持管理上必要な修繕費用を投じていることから特定縁故者として現状時価をもって随意契約が可能でありました。また、特別の縁故があるものとしては、有益費を投じていること等、経済的に密接な関係のあるものができるかと解されます。このようなことから有限会社サンねむの木から譲渡の申し入れや賃借権などを考慮し、公募または随意契約の両面から検討してまいりましたが、賃貸契約の内容や維持管理上必要な修繕料を投じていることから、市としてはサンねむの木の継続により特別縁故者として適正な価格で譲渡することが望ましいと考えました。有限会社サンねむの木に譲渡が可能になった場合、これまでの営業努力により地域や県内外からの固定客を確保しており、引き続き営業努力によりサービスの向上にはずみがつくとともに、地域の雇用にも貢献できると考えられることからサンねむの木に譲渡をしようとするものであります。

以上で議案第 63 号財産の処分についての補足説明といたします。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 64 号についての補足説明を建設部長。建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） 議案第 64 号市道路線の変更については、提案理由のとおりでございますので、特別補足することはございません。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 65 号の歳入及び歳出について、それぞれ所管の担当部長より説明を願います。

はじめに総務部に関することは総務部長。総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 議案第 65 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）についての総務部関係の主なものについてご説明いたします。

8 ページをお開きください。歳入の 18 款 1 項 2 目平沢財産区会計繰入金 1,800 万円は、にかほ統

合中学校の建設に際して校舎ロビーの壁画作成費と図書購入費のための寄附金であります。会計処理上は繰入金として取り扱うものであります。同じく2項1目財政調整基金繰入金については、歳入歳出の財源調整により6,132万2,000円を繰り入れするものであります。これにより年度末の基金残高は8億2,815万円となる見込みでございます。5目のみらい創造基金繰入金は、ふるさと納税者の意向により、象潟小学校と象潟中学校への図書購入費に充てるものでございます。

10ページをお開きください。歳出の2款1項1目一般管理費の19節集会施設整備補助金は、小砂川、象潟駅前、下坂各会館の整備に対するものでございます。12目の情報管理費の13節ITアドバイザー確保事業委託料は、資料1の整理番号2番で、ふるさと雇用再生臨時対策基金を活用するもので、自治体における情報通信社会に対応するための業務で、委託先について1名の新規雇用が図られることとなります。2款2項1目税務総務費の23節過年度過誤納還付金2,249万円は、法人市民税の還付額であります。羽後TDKの予定納税に対する還付金については、当初予算に見込んで計上しておりましたが、今回の補正は他の法人約70社への還付金の不足額が把握できたことによるものでございます。

15ページをお開きください。9款1項5目災害対策費の7節賃金は、資料2の整理番号2番で、緊急雇用創出臨時対策基金を活用し、災害時における要援護者リストを作成するため2名を臨時雇用するものでございます。以上で終わります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、市民部に関する説明を市民部長。市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） 市民部関係について御説明いたします。

はじめに、歳入です。7ページをお開きください。一番上になります15款2項1目総務費県補助金の消費生活相談臨時対策基金事業補助金の27万8,000円は、国の平成20年度補正予算に盛り込まれた地方消費者行政活性化交付金をもとに県が基金造成をしました消費者相談臨時対策基金からの消費相談事業に対する補助金です。同じく7ページ、一番下になります。15款3項1目総務費委託金の人権啓発活動地方委託金の78万8,000円は、人権擁護啓発活動の委託金として企画情報課が所管をしております男女共同参画講演会と金浦小学校で実施される人権の花運動に対して交付されるものです。

次に、歳出です。11ページをお開きください。中段あたりになります。2款3項1目の需用費と委託料は、歳入で申しあげました人権の花運動のための費用であります。人権の花運動は、花を育てることで命の大切さや相手へのおもいやりといった豊かな人権感覚を養ってもらうことを目的として行われるもので、ことしは金浦小学校の4年生から6年生までの140名の児童が参加します。同じページ、次の行になります。2款7項1目の旅費、需用費、委託料、これは歳入で申しあげました消費生活相談臨時対策基金事業のための費用であります。この基金事業は平成21年度から23年度までの3年間実施されるものでございますが、今年度につきましては年度途中ということもございまして、担当職員のレベルアップを図るための研修の受講と事業の周知と啓発のためのチラシ等の配布、相談窓口案内看板の設置を行うこととしております。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関する説明を健康福祉部長。健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 健康福祉部関係について補足説明いたします。

はじめに歳入でございます。7 ページをお開きください。15 款 2 項 2 目 2 節児童福祉費補助金 573 万 2,000 円の減額は、秋田県の保育料助成制度が平成 21 年 8 月 1 日から変わるために、一つといたしまして、すこやか子育て支援事業費補助金 702 万 4,000 円を減額するものでございます。

変更の内容であります。これまで助成がなかったゼロ歳児につきましては、所得税非課税世帯は 2 分の 1 助成になります。また、課税世帯は 4 分の 1 助成として新たに設けられることとなります。しかしながら、これまで 2 分の 1 助成であった平成 17 年 4 月 2 日以降生まれの児童につきましては、非課税世帯は同じ 2 分の 1 助成のままでございますが、課税世帯につきましては 4 分の 1 助成となり、これまでより減額することとなります。このため、全体として保護者負担がこれまでよりもふえることとなりますので、にかほ市では子育て支援のために市がこの減額分をゼロ歳児も含めて市単独で全体で 2 分の 1 助成とすることにしておるところでございます。

二つ目は、ひとり親家庭児童保育援助費補助金 129 万 2,000 円でございます。これにつきましては、これまで助成の優先性から、すこやか子育て支援事業費補助金、またはひとり親家庭児童保育援助費補助金とされていたものでございますが、平成 21 年度からは、すべてひとり親家庭児童保育援助費補助金の対象となるため、一つ目のすこやか子育て支援事業費補助金が減って、ひとり親家庭児童保育援助費補助金が新たに増額になるものでございます。その下の 3 目 1 節保健衛生費補助金 248 万 7,000 円は、母子健康増進支援事業費補助金として、当初 9 回分の妊婦健診を見ておりましたが、国の妊婦健康診査臨時特別交付金によりまして、平成 21 年度から 2 年間 14 回の妊婦健診が無料となるための補助金でございます。

次に、歳出になります。11 ページをお開きください。3 款 1 項 2 目 13 節委託料 272 万 9,000 円は、ふるさと雇用再生臨時対策基金事業として、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の訪問相談事業や地域の見守りネットワーク事業の充実につなげるため、専門の担当者を社会福祉協議会に置き、福祉による地域活性化を図るための地域総合福祉推進事業委託料でございます。その下の 5 目 13 節委託料 3,467 万 4,000 円は、同じくふるさと雇用再生臨時対策基金事業といたしまして、離職者に対し要介護者への生活支援活動を行いながら実践的知識や技術の修得を目指した研修を実施いたしまして、新規雇用 13 名でございますが、介護員を育成するため、要介護者支援・介護員育成事業を委託するものでございます。

次に、12 ページになります。3 款 2 項 2 目児童運営費でございますが、県の児童福祉費補助金、歳入で御説明したところの減額に伴う財源振替でございます。4 款 1 項 1 目 13 節委託料 386 万 4,000 円は、ふるさと雇用再生臨時対策基金事業といたしまして、離職者に対し看護補助に従事しながら看護員 3 名の育成を図るために、病院看護員育成事業といたしまして委託するものでございます。19 節由利組合総合病院医療機器整備補助金 300 万円は、医療機器整備事業費総額 2,856 万 5,000 円のうち、由利本荘市は約 3 分の 1 の 1,000 万円を負担、にかほ市はその由利本荘市の約 3 分の 1 の 300 万円を負担するものでございます。2 目 13 節委託料 446 万円は、歳入で申し上げましたように妊婦健診を 9 回から 14 回にふやすため委託料を増額するものでございます。3 目成人保健事業費につきましては、新型インフルエンザ対策に係る費用として補正をお願いするものでございます。8 節報償費 33 万 5,000 円は、市医師運営協議会の執務謝礼 2 回分を見てございます。11 節消耗品 12 万 2,000

円は、マスク、手袋、消毒薬などの代金でございます。18 節備品購入費 26 万 4,000 円は、備蓄用の医療従事者向けキット（防護服）の購入代でございます。5 目 11 節修繕料 7 万 4,000 円は、象潟保健センターのガスエアコンの室外機が塩害により壊れておりますので、これを修繕するものでございます。18 節備品購入費 7 万 7,000 円は、金浦保健センターの温水器取り替えに要するものでございます。

健康福祉部関係は以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関する補足説明を産業部長。産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 産業部関係の主な項目について補足説明をします。

予算書 7 ページをお開きください。歳入については、15 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金 1 節農業費補助金、今こそチャレンジ農業夢プラン応援事業補助金 603 万 1,000 円であります。

内容は、当初予算においては「目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業補助金」という名称で計上され、5 件の申請で 281 万 3,000 円の予算でありましたが、今回、事業費の確定に伴い額の変更があったり、新規に 8 件の申請が認められたことにより 603 万 1,000 円の増額補正をするものであります。補助率は税抜き額に対し県が 12 分の 4 であります。同じく 8 目商工費県補助金 7,982 万 5,000 円については、配付しておりますふるさと雇用再生臨時対策基金事業説明資料を参考にさせていただきたいと思っております。この 7,514 万 4,000 円は、9 件で、事業内容は整理番号 2 の IT アドバイザー確保事業から整理番号 10 のスポーツ施設活用促進事業までであります。次の緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金の 468 万 1,000 円は、資料の 2 枚目にありますが、樹花木等管理剪定・遊歩道等美化事業と災害時要援護者リスト整備事業であります。

9 ページになります。20 款 4 項 6 目雑入です。支障物件等補償費 120 万 1,000 円のうち、東北電力送電線支障木伐採補償として、象潟町字横山 69 番地 1、同 69 番地 4 の杉 259 本と雑木 1 本で 54 万 7,586 円の補償費であります。2 行目の森林総合研究所造林費負担金 1,461 万 3,000 円は、作業路開設による保育計画の変更のため 224 万円の減額となりますが、別の作業路開設工事費負担金で 1,461 万 3,000 円の補正予算を計上するものであります。

歳入は以上ですが、次に、歳出についての補足説明になります。

予算書 12 ページの下段になります。6 款 1 項 3 目農業振興費 13 節委託料の四季の農産加工品特産化事業委託料は、歳入の資料の整理番号 6 に掲載しておりますが、地域の特色を生かした農産加工品の開発や付加価値の向上、販路拡大等、消費者や都市住民への情報発信により地域農産物利用の充実を図り、農業・農村の活性化につなげることを目的とし 506 万 5,000 円を計上しております。

13 ページの今こそチャレンジ農業夢プラン応援事業補助金は、歳入で説明しましたが、県の補助率 12 分の 4 に市の補助率は集落営農組織に対して 12 分の 2、認定農業者については 12 分の 1 のかさ上げ補助をするもので、13 件の補助で 761 万 9,000 円を計上しております。次の 6 目農村整備総務費 13 節委託料、農業用水利施設保全事業委託料の 368 万 5,000 円は、資料の整理番号 7 番で、近年、宅地化等による水利系統の複雑化や水質悪化が懸念されるため、適切な水利管理・施設の維持保全を行うための現地調査等を実施し、水利用計画等の作成や管理・改修計画の作成を行うための事業であります。22 節補償補填及び賠償金の補償金 129 万 2,000 円は、県営林道開設立木補償費で、

伊勢居地字程ヶ沢地内で、程ヶ沢林地内で杉 368 本、雑木 186 本分であります。同じく 5 目森林総合研究所造林事業費 12 節役務費の手数料は 224 万円の減額補正であります。作業路開設によるコヤノサワに造林地の保育計画の変更によるものであります。13 節委託料 110 万 3,000 円は、作業道測量設計委託料で、横岡字上山作業路と大砂川字小屋の沢作業路の委託料であります。15 節工事請負費 1,575 万円は、13 節の測量設計委託に伴い 2 路線の工事請負費であります。6 款 3 項 2 目水産振興費の 19 節負担金補助及び交付金 83 万円は、川袋川鮭ふ化場の長寿命化、省力化を図るための工事に対する補助金であります。工事内容は、飼育池壁面舗装及び孵上槽の増設工事であります。総事業費は 500 万円で、国の強い水産業づくり交付金を活用し 2 分の 1 補助と、市では自己負担分の 3 分の 1 の補助であります。

14 ページになります。7 款 1 項 2 目商工振興費の 13 節委託料の 356 万 6,000 円の情報化基盤整備事業委託料は、配付しております資料の整理番号 8 番であります。地域商工業者の I T 活用による事業活性化に向け、状況調査や情報化促進研修会、I T を活用した販路開拓や受注拡大を図るためのサイト運営等の情報化専門員を配置するための委託事業であります。19 節負担金補助及び交付金 552 万 4,000 円は、秋田県経営安定資金融資保証料補助金で、これまでの支払いは 18 件 268 万 8,000 円で、申請済みの未払額は 24 件 375 万 5,000 円で、申請待ちは保証協会からの情報では 40 件 410 万円、合併前の分納分が 8 件、合計 18 万 886 円、今後新規対応分を 300 万円と見込み、必要額は 1,372 万 4,000 円とし、当初予算 820 万円の差額 552 万 4,000 円を補正計上するものであります。21 節貸付金、開業開店起業化資金貸付金であります。当初予算の 150 万円は 6 月に貸し付けとなるため、1 件の追加分を計上するものであります。7 款 2 項 1 目観光総務費の 11 節需用費 9 万 5,000 円は、印刷製本費の奥の細道紀行 320 年記念事業のカードラリーのご当地カードの印刷代であります。13 節委託料の広域連携観光促進事業委託料は、資料 9 番で隣県等の広域事業との連携も活用しながら市観光 P R や誘客受け入れ体制の整策、イベント開催等効果的な情報発信による市の観光事業の促進を図ることの委託であります。19 節負担金補助及び交付金の日本海きらきらう羽越観光圏整備事業負担金 94 万 9,000 円は、にかほ市を初め山形県の 6、新潟県の 3 の多様な団体、機関、市町村や県が連携して一体的な情報発信戦略や体験型観光などの戦略的な事業を展開し、観光資源の魅力を最大限に有効利用する事業の負担金であります。15 節工事請負費は、サン・ねむの木浄化槽撤去工事であります。下水の処理については、既に公共下水道に接続していることから、譲渡にあわせ撤去するものであります。

以上で産業部の歳入歳出に関する補足説明を終わります。

- 議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関する補足説明を建設部長。建設部長。
- 建設部長（佐々木秀明君） それでは引き続いて、建設関係 15 ページになりますけれども、8 款土木費 1 項 1 目の 13 節委託料ですけれども 17 万 3,000 円、補正計上させていただいております。これは道路改良に伴って登記手続きを行うための測量関係等の委託料でございます。以上です。
- 議長（竹内睦夫君） 次に、教育委員会に関する説明を教育次長。教育次長。
- 教育次長（佐々木義明君） 15 ページをお開きください。一番下、19 節負担金補助及び交付金の 170 万円は、記念誌、記念品の作成、記念碑の建立など実行委員会が実施する閉校記念事業に対し

補助するものであります。

次のページをお開きください。1項教育総務費3目教育助成費25節積立金は、当初予算で新規奨学生30人分を計上しましたが、今年度分を募集し選考した結果、44人にふえたことで増額するものであります。2項小学校費及び3項中学校費の2目教育振興費18節備品購入費は、秋田市在住の堀久四郎さんよりの寄附金で、象潟小学校と中学校に堀文庫として図書などを購入するものであります。3項中学校費4目仁賀保統合中学校建設事業費13節委託料と18節備品購入費は、平沢財産区よりの寄附金で新校舎ふれあいロビーに壁画の設置と図書やDVDなどを購入するものであります。

次のページです。4項15目15節工事請負費は、宝くじ協会からの助成金を活用し、院内油田跡、山根館跡、七高神社、禅林寺、陽山寺などの一帯を院内歴史の里づくり事業として整備するものであります。5項保健体育費1目13節委託料は、ふるさと雇用臨時対策基金事業を活用し、TDKサッカーグラウンド、にかほグリーンフィールドの維持管理を委託するものであります。

以上、主なものを説明いたしました。

●議長（竹内睦夫君） 間もなく12時を迎えますけれども、会議の都合上、このまま会議を続行したいと思います。

次に、議案第66号及び議案第67号についての説明を市民部長。市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） 議案第66号平成21年にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）についての補足説明をいたします。

6ページをお開きください。歳入です。4款1項1目療養給付費等負担金の2億3,818万2,000円の減額は、負担金の概算見込額が決定したことに伴う補正でございます。4款2項1目2節の介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、介護従事者の処遇改善に伴いまして介護納付金も増額となりますが、その一部を国が負担をするものです。現時点では交付額が示されておきませんので、1,000円の存置としております。5款1項1目療養給付費交付金の9,348万2,000円の増額は、診療報酬支払基金からの交付金の概算見込み額が決定したことに伴う補正でございます。6款1項1目前期高齢者交付金の7,414万5,000円の増額も交付金の概算見込み額が決定したことによる補正でございます。繰越金は平成20年度からの繰越金でございます。

次に、歳出です。8ページをお開きください。2款2項3目の一般被保険者高額介護合算療養費と4目の退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、同じ医療保険制度の世帯内で1年間の医療保険と介護保険の自己負担金の合計額が所得区分に応じた限度額を超えた場合には、その高額療養費が被保険者に支給される新たな制度でございますけれども、現時点では支給額の把握ができないために、それぞれ300万円、50万円の概算額での補正をお願いするものでございます。3款1項1目後期高齢者支援金の2,150万1,000円の増額、4款1項1目前期高齢者納付金の70万3,000円の増額、5款1項1目老人保健医療費拠出金の1,694万1,000円の増額につきましても、いずれも診療報酬支払基金からの概算決定通知書に基づく補正でございます。予備費で歳入歳出の調整を行っております。

続きまして議案第67号平成21年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第2号）についての補

足説明をいたします。

6 ページをお開きください。歳入です。3 款 1 項 1 目の県負担金の 20 万 2,000 円の増額は、平成 20 年度分の負担金の精算によるものです。5 款 1 項 1 目の繰越金は、平成 20 年度分の余剰金として償還処理される繰越金でございます。

次に歳出です。2 款 1 項 1 目償還金の 661 万 3,000 円は、平成 20 年度分の負担金の精算に伴う診療報酬支払基金及び国庫への償還金でございます。予備費で歳入歳出の調整を行っております。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） これで提案理由の説明を終わります。

次に、日程第 14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しております議員派遣の件のとおり、6 月 26 日に開催される平成 21 年度各期成同盟会等合同、整備促進大会に議員を派遣することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

午後 12 時 00 分 散 会
